

## 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請に マイナンバーが必要となります

「公平・公正な社会の実現」「国民の利便性の向上」「行政の効率化」を目的として、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第2号）が平成28年1月1日に施行されました。法令等に定められた行政手続きにおいて個人番号（マイナンバー）の記入が必要になります。このため、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請についても以下の手続きが必要になります。

### 1 申請時等にマイナンバーの提出をお願いします。

新規申請，更新申請，変更届の提出にあたり，世帯調書を提出する場合は個人番号（マイナンバー）の記入をお願いします。

#### ●個人番号（マイナンバー）の記入が必要な方

- 1 小児慢性特定疾病医療費助成の申請者
- 2 小児慢性特定疾病医療費助成の対象として認定されている児童等
- 3 2と同じ医療保険に加入している人
  - ・市町村国保・国保組合の場合：世帯員全員
  - ・上記以外の医療保険の場合：被保険者のみ

※申請者は、2、3の個人番号の記載が必要な方の番号を確認し、申請書に記入のうえ提出してください。

住民票を提出する場合、1～3以外の方の個人番号は復元できない程度にマスキングの上、提出してください。  
※マスキングせずに提出された住民票については、提供の必要のない個人番号は保健所において責任を持ってマスキングし、申請書類として使用しますので予めご了承ください。

### 2 申請時にマイナンバーの確認をします。

個人番号を提出いただく際には、法律上、本人確認（「身元確認」と「番号確認」）を行う必要があります。

次の書類等を用いて確認を行いますので、あらかじめ必要な書類をご準備ください。

#### I 申請者本人が申請窓口で手続きを行う場合

(1) 申請者の番号確認に必要な書類…下記のうち、いずれか1つを窓口で提示。

個人番号カード，通知カード，個人番号が記載された住民票の写し（原本），個人番号が記載された住民票記載事項証明書

(2) 申請者の身元確認に必要な書類

A（写真付き）のうち、いずれか1つを提示。A（写真付き）がない場合は、Bのうち、いずれか2つを提示。

A（写真付き）

個人番号カード，運転免許証，運転経歴証明書，旅券（パスポート），身体障害者手帳，精神障害者保健福祉手帳，療育手帳，在留カード又は特別永住者証明書

B

公的医療保険の被保険者証，国民年金手帳，児童扶養手当証書，特別児童扶養手当証書，住民票の写し（原本），源泉徴収票等官公署から発行された書類であって、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類

## Ⅱ 申請者本人の代理人が申請窓口で手続きを行う場合

※例えば、申請者が小慢児童等の父親で、母親が来所される場合、母親は代理人となり、別紙様式の「委任状」の準備・提出が必要です。

### (1) 代理人の確認書類

●法定代理人の場合は戸籍謄本 ●申請者本人から代理人への委任状

委任状の様式は別途鹿児島県ホームページに掲載する他、各保健所に備え付けています。

### (2) 申請者の個人番号確認用…下記のうち、いずれか1つを提示。

個人番号カード（コピー可。コピーは表、裏両面とも必要です）、通知カード（コピー可）、個人番号が記載された住民票の写し（原本）、個人番号が記載された住民票記載事項証明書（原本）

### (3) 代理人の身元確認用

A（写真付き）のうち、いずれか1つを提示。A（写真付き）がない場合は、Bのうち、いずれか2つを提示。

A（写真付き）

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

B

公的医療保険の被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、住民票の写し（原本）、源泉徴収票等官公署から発行された書類であって、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類

## Ⅲ 郵送により手続きを行う場合

### (1) 申請者の個人番号確認用

下記のうち、いずれか1つを送付。

個人番号カードの写し（表、裏両面とも必要です）、通知カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し（原本）、個人番号が記載された住民票記載事項証明書

### (2) 申請者の身元確認用

A（写真付き）のうち、いずれか1つを送付。A（写真付き）がない場合は、Bのうち、いずれか2つを送付。

A（写真付き）

個人番号カードの写し（表、裏両面とも必要です）、運転免許証の写し、運転経歴証明書の写し、旅券（パスポート）の写し、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、療育手帳の写し、在留カード又は特別永住者証明書の写し

B

公的医療保険の被保険者証の写し、国民年金手帳の写し、児童扶養手当証書の写し、特別児童扶養手当証書の写し、住民票の写し（原本）、源泉徴収票の写し等官公署から発行された書類であって、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類の写し

※ 児童福祉法施行規則第7条の9第3項に基づき、提出していただく個人番号に変更があった場合は、変更の届出が必要です。

※ 書類提出が困難な場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第14条第2項に基づき、鹿児島県から地方公共団体情報システム機構へ個人番号を確認させていただきます。